



GIGA 第 2 期向け Lenovo サービス規約

注記:以下の諸条件をよくお読みください。このサービス規約(以下「本規約」とします)に同意しない場合は、本規約に基づくサービスの利用や登録手続きは行わずに、30 日以内に購入先に連絡して返金手続きを行ってください。ご購入日から 30 日以内にお客様が(1)本契約に定めるサービスの利用または登録を行うか、(2)本契約を拒否しない場合、本契約に同意したものとみなされます:

1 本規約の範囲と基本条項

本規約は Lenovo 保証規定に加え、お客様の請求書または注文確認書に指定する製品に対する GIGA 第 2 期向け Lenovo サービス(以下総称して「Lenovo Service」といいます)について、お客様とレノボ・ジャパン合同会社(以下「Lenovo」とします)が交わす完全な取決めとなります。本規約は、お客様と Lenovo が以前に口頭または書面で交わした Lenovo Service に関する全ての事項に優先します。お客様からの一方的な依頼または書面通知による本規約の変更は無効とします。本規約で使用されている用語のうち定義されていないものは、保証規定にて示される意味を有します。保証規定は http://www.lenovo.com/warranty/llw_02 で確認いただけます。本規約は日本において販売された製品および本サービスを対象として適用されます。本規約に記載あるサービスは各国で提供されていない場合があります。

2 Lenovo Service の適用対象外

製品またはお客様の行為が以下の各号に定める事項に該当する場合は、Lenovo Service の適用対象外とします:

1. お客様の故意または重大な過失に起因する故障、損壊。お取扱い上の不注意、誤用、改造、付加、データ処理目的以外の使用に起因する故障、損壊または起動パスワード設定上のミス(パスワード忘れ等)による動作上の不具合
2. 記憶装置(ディスク、ハードディスク等)に記憶された内容およびデータ、ソフトウェアへの対応 およびコンピューターウイルスに起因する故障、損傷

3. 地震、噴火、津波、高潮等の災害に起因する故障、破損、損壊、および公害、煙害、異常電圧、電氣的事故等または戦争、テロに起因する故障、損壊もしくは Lenovo 所定外の設備環境または稼働環境における使用に起因する故障、損壊
4. Lenovo もしくは正規サービスプロバイダー(以下「認定プロバイダー」とします)以外により提供された修理サービスまたは変更に起因する故障、破損
5. アクセサリー類(バッテリー、ケーブル、コネクタ、電池、外付けオプション)他社製オプション類への対応または製品に接続している Lenovo 指定以外の機器および消耗品類に起因する故障、損壊。本体、消耗品の自然消耗、摩耗、劣化、変色、変質、虫食い等による故障、損壊(表示装置の輝度の自然劣化および焼き付きを含む)
6. マシントイプ(あるいはシリアル番号)もしくはパーツ番号またはそれらの記載されたラベルが変更または取り外された製品への対応
7. 各サービス購入時にすでに発生している故障、損壊および日本国外に設置されている一部製品への対応

3 登録とアクティベーション

各サービスはお客様による Lenovo 保守登録完了によりご利用可能となります。ご購入日から 30 日以内に本規約に定めるサービスの利用または登録を行う必要があります。購入されたサービス、国によっては登録に加えアクティベーションが必要になる場合があります。サービスの詳細は6項をご確認ください。

4 Lenovo Service の利用

お客様が購入した国に所在する、Lenovo または認定プロバイダー、あるいは、Lenovo のビジネスパートナー(Lenovo のビジネスパートナーから購入した場合)にお問合せください。問題の切り分けおよび解決については、必ず所定の手順に従ってください。認定プロバイダーは、電話、電子メール、あるいはリモートアシスタンスを通して診断、解決を試みる場合があります。詳細については、<https://support.lenovo.com/jp/ja/>をご参照ください。

5 Lenovo Service の可用性

所定のレベルで Lenovo Service をすべての地域でご利用いただけるとは限りません。Lenovo Service が利用可能であると示されていても、離島や遠隔地域、山間部、その他一部地域といった地理的な制限がある場合や訓練を受けた担当者が配置されていない場合など、Lenovo Service の提供ができないもしくは制限することがあります。また個人のお客様先のご自宅での破損・予備機対応引取修理サービス及び消耗内蔵バッテリー交換サービスのご提供は出来ません。

6 保守サービスの提供形態

サービスは、本規約に記載またはお客様へ請求書に記載の内容で特定の製品に対してのみ提供されるものとします。Lenovo が保守サービス提供のために収集する情報は、Lenovo プライバシー 声明に従って取り扱われます。

6.1 Lenovo Service 定義

A) お客様での取り替え可能部品-Customer Replaceable Unit (“CRU”)

CRU とは、サービスプロバイダーからお客様に発送され、お客様自身で交換いただく部品です。お客様がご自分で簡単に交換できる CRU は「セルフサービス CRU」と呼ばれており、取り付けはお客様の責任で行っていただきます。「オプションサービス CRU」は、取り付けに技術的スキルと工具が必要な CRU です。オプションサービスに加入されている場合は、認定プロバイダーがオプションサービス CRU またはセルフサービス CRU の取り付けを行う場合があります（日本ではオプションサービスは提供しておりません）。各 CRU およびその指定については、support.lenovo.com/partslookup をご覧いただくか、Lenovo の担当者までお問合せください。

B) 交換用部品-Field Replacement Units (“FRU”)

FRU は CRU ではない交換部品です。FRU はサービスエンジニアによる取り付けが必要です。

C) Lenovo の担当者および代理人

Lenovo の担当者および代理人とは、Lenovo の営業担当者、コンタクトセンタースタッフ、Lenovo の正規ビジネスパートナーまたは代理店を意味します。

6.2 サービス概要

A) 保守の延長について

各サービスに基づき、Lenovo 保証規定に記載される製品の基本保証期間が延長される場合、当該延長期間は、Lenovo 保証規定の保証期間開始日から起算されます。Lenovo Service は製品の基本保証期間中に購入される必要があり、製品の使用によって消耗する部品、例えばスタイラス、デジタイザーペンやバッテリーなどは Lenovo Service の適用対象外となります。別途バッテリーの延長保証に加入されない限り、お客様のバッテリーの保証期間は Lenovo 保証に規定されている保証期間の終了時に保証が終了します。

B) 予備機運用対応

お客様所有の予備機をお客様購入の対象機器出荷開始時に預かり、その 2 年以降 5 年以内にお客様からの依頼に応じて故障機と予備機との交換サービスを提供します。Lenovo はその間の予備機及び故障機の運用管理を行い、サービス期間終了後はお客様へお返しします。その際の送料はお客様負担とします。

- 1) 予備機対応を依頼する際には、お客様が Lenovo スマートセンターへ連絡してください。Lenovo は、10 台(1 箱 5 台×2 箱)単位を基準として予備機をお客様へ送付します。お客様は予備機を受領した後に、予備機配送箱へ故障機と AC アダプターを入れて Lenovo へ返送してください。
- 2) 予備機対応はお客様の故障機と予備機との交換対応となるため、予備機のシリアル番号、MAC アドレスはお客様の故障機とは異なります。
- 3) 予めお客様の準備された予備機の在庫が無くなり次第に、お客様の製品に付帯された保守サービスに応じて引き取り修理または破損対応、盗難・紛失・火災対応を行います。

C) 引き取り修理

電話や Lenovo による CRU: お客様での取り替え可能部品-Customer Replaceable Unit によっても製品の不具合が解決しない場合は、Lenovo は該当製品を Lenovo 指定のサービスセンターで修理または交換します。当日 16:00 までに Lenovo による障害箇所の特定ができた場合、Lenovo は当日を受付基準とし、本サービスを提供します。この場合、お客様ご自身で製品を取り外して Lenovo が提供する出荷箱に梱包していただき、宅配業者がこれを集荷してサービスセンターに配送します。送料は Lenovo または認定プロバイダーが負担します。修理または交換した製品のお客様への返送についても同様です。なお、引き取り修理サービスは、天候、交通事情、および保守パーツの在庫状況などのやむをえない事情により到着日時が遅れる場合があります。予めご了承ください。

D) 破損対応

Lenovo の定める通常の動作および取り扱い条件のもとで以下の各号の事由により製品の機能性に影響する動作上または構造上の不具合が発生した場合、Lenovo はその裁量により該当する製品に本規約に基づく修理サービスをお客様に提供します。

- 1) キーボードへの液体こぼし
- 2) 故意ではない本体の衝突または落下。但し 15 フィートあるは 5 メーター以上から落下した場合に限る(日本はこの限りではありません)
- 3) 製品の回路に損傷を与える異常電力または一体型画面の障害については、損害が故意によるものではなく事故による場合に限り Lenovo の裁量にて製品を修理します。破損・引取修理サービスの対象となるのは製品の購入時に製品に取り付けられていた部品のみです。(例えばこれには内部 CPU、内蔵ハードディスクドライブ、内蔵光学ドライブ、キーボード、内蔵ポインティングデバイスなど)
- 4) 修理は機器本体のみとし、AC アダプター、内蔵オプション機構、外付け機械、バッテリーパック、その他ソフトウェア等の付属品／バンドル品を含みません。
- 5) 国内で発生した自然災害(落雷、風災、雹災、雪災に限る)

破損対応の対象外:

製品またはお客様の行為が以下の各号に定める事由に該当する場合は、破損対応の適用対象外となります。

- 1) バッテリー、電球、メモリーディスク、ワイヤー、AC アダプター、キャリーケース、スタイラスペン、デジタイザーペン、ドッキングステーション、ポートレプリケーション、外付けキーボード、プリンター、スキャナー、外付けドライブ、ソフトウェア(プリロードまたは別途購入したもの)、テープ、CDs、DVDs、フィルムまたはその他メディア、外付けのモデム、外付けスピーカー、モニター、外付けマウスまたはその他の入力/出力デバイス、プロジェクターなどの外付けオプション品、消耗品など交換または消費用途に製造された部品。
- 2) Lenovo Service 購入時点で、既に障害が発生している場合または既に修理依頼もしくは修理提供を受けている場合。購入時に内蔵あるいは付属されていない部品。Lenovo が販売したものであっても他社製品である製品(Lenovo のロゴのない製品)。Lenovo あるいは正規販売代理店で購入しなかった製品。認定プロバイダー以外による不適切なメンテナンスが行われた製品。
- 3) 製品の通常の損耗

- 4) 震災、噴火、洪水、津波、高潮等の不可抗力または戦争、テロ
- 5) 火災、盗難、紛失
- 6) 異常電圧、電氣的事故に起因する故障、損壊、損傷
- 7) 表面の損傷(製品の機能性や構造上の完全性に影響しないひっかき傷、へこみ、ひび割れなど) 乱暴な扱い、誤用、不正な変更、不適切な物理/動作環境での使用、既存部品の取り外し、製品の改造、または ID ラベルの改ざん。
- 8) 本規約の対象に含まれない製品によって生じたか、生物災害もしくは人または動物の体液等によって生じた損傷
- 9) 標準添付品として PC 本体に同梱されているデタッチャブルキーボードは、ADP および ADP ONE の対象とします。

E) 盗難・紛失・火災対応

本サービスにおいて、国内で発生した盗難または紛失により、お客様が所轄警察署発行の被害届(盗難時)または遺失届(紛失時)を申請し、これが受理された場合、Lenovo はお客様に代替機を提供することができます。また、製品が火災により焼失した場合、お客様は所轄消防署発行の罹災証明書発行を申請し、これを取得した場合、Lenovo はお客様に代替機を提供することができます。

- 1) Lenovo はお客様の製品と同一の機種および製品仕様が代替機として提供されることを保証しません。お客様から代替機の申請をいただいた時点で Lenovo が販売している標準構成の機種から、Lenovo が同等と判断する製品を代替機として提供します。代替機には AC アダプター、内蔵オプション機構、外付け機械、バッテリーパック、その他ソフトウェア等の付属品／バンドル品を含みません。また Lenovo は代替機の提供にあたりオペレーションシステム(OS)等の各種設定は行いません。
- 2) 製品が WWAN モジュール搭載モデルの場合は、WWAN 非搭載の代替機が提供される可能性があり、Lenovo は、WWAN モジュール搭載の代替機がお客様に提供されることを保証しません。また、WWAN モジュール搭載の代替機が提供される場合であっても、WWAN 通信サービスを提供する電気通信事業者が変更されている場合があり、Lenovo は、電気通信事業者とお客様の通信サービスに関する契約については関知しません。
- 3) お客様の製品と代替機の機種が異なるため付属品に互換性がないと Lenovo が判断する場合、代替機提供の際、以下の付属品の全部または一部が同梱されます。
 - a. 同梱品(H/W)AC アダプター、バッテリーパック
 - b. 同梱品(S/W)OS、OS ライセンス、機器セットアップガイド、ユーザーズガイド
- 4) 本サービスにおいて提供された代替機が国内で盗難または紛失により消失した場合、お客様は所轄警察署発行の被害届(盗難時)または遺失届(紛失時)の受理番号を取得の上、Lenovo に代替機提供依頼書を提出するものとします。また、本サービスにおいて提供された代替機が国内で火災により焼失した場合、お客様は所轄消防署発行の罹災証明書を取得し、これを添付の上、Lenovo に代替機提供依頼書を提出するものとします。

- 5) Lenovo は本 4)項に定める届出の受理および罹災証明書の発行を以て、お客様に代替機を提供することができます。この場合、初回提供の場合は無償とし、2 回目以降の提供の場合、お客様は Lenovo が指定した金額をお客様負担費用として Lenovo に支払うものとします。
- 6) 2 回目以降の代替機提供を要望がされるお客様は、本 5) 項に定めるお客様負担費用を Lenovo が指定する下記のいずれかの方法により支払うものとします。

Lenovo が運送諸経費を負担し、代替機をお客様に提供します。

- a. Lenovo 指定口座への銀行振込(入金確認後に代替機が提供されます。入金確認後のキャンセルはできませんのでご注意ください。)
- b. Lenovo 発行の請求書に基づく支払(但し、法人の場合に限ります。支払期限は、請求書の日付から 30 日以内です。請求書発行後に代替機が提供されます。請求書発行後のキャンセルはできませんのでご注意ください。)

F) 消耗内蔵バッテリー交換サービス(オンサイト)

Lenovo は、お客様からの委託を受けて、ご提供いただきました情報に基づきお客様の指摘拠点にて内蔵バッテリーの交換作業を実施します。

- 1) サービス利用条件以下の条件を全て満たす場合に限り、本サービスを提供します。
 - a. 本サービスをご購入いただいた方
 - b. 対象機器を使用されている方で、本サービス本規約にご了承いただいた方
 - c. 対象機器を日本国内で使用している方
 - d. 対象機器が出荷後 3 年以内の方
 - e. 本サービス購入後 3 年以内の方
 - f. 対象機器の出張交換を一括して交換することにご了承いただいた方

2) サービス提供期間

サービス提供期間は、お客様購入の対象機器出荷開始から 1 年以降 3 年以内とします。本サービスのご利用は一台あたり一回限りとし、本サービスをご利用した時点で終了となります。また、お客様の本サービス利用期間は本サービス購入から 3 年以内とします。本サービスのご提供期間内であっても対象機器が出荷後 3 年経過した場合は、本サービスをご利用いただけない場合があります。なお、本サービスご提供期間内に業務申込書による本サービスの申し込みがなかった場合は自動的に提供終了となりますので、あらかじめご了承ください。

- 3) サービスご利用にあたり、業務申込書にて下記情報をご提供いただきます。
 - a. 型番
 - b. シリアル番号
 - c. お客様設置先情報
 - d. 希望作業期間(希望作業期間は月単位、例:2027 年 8 月から 9 月)
- 4) 作業日時の決定及び変更について

弊社からお客様へ作業日の確認を行い、最終的な作業日時の決定は作業日の90日前までとします。90日前までは弊社によるサービス提供予定変更のご連絡がある場合があります。最終的な作業予定日の変更及びキャンセルについては90日前までとし、それ以降は弊社指定の追加費用を請求する場合があります。

5) 作業内容

a. 作業開始前

i お客様に提供いただいた業務申込書を元に作業を行う製品の型番、シリアル番号、数量及びお客様指定の作業場所を確認させていただきます

作業を行う製品はお客様にて保管場所から作業場所まで移動していただき、作業完了後に保管場所へ移動していただきます

ii 製品の電源ボタンを押下し、OSが正常に起動することを確認します

b. 故障等の症状やその他問題が無ければ交換作業を実施します

c. 作業完了後

i 製品の電源ボタンを押下し、以下を確認します

① OSが正常に起動すること

② バッテリー駆動すること

③ OSにログオン可能な場合はバッテリーが充電されること

※作業終了後の確認項目の中で①及び②に満たなければバッテリーを再交換します。

6) サービス実施

a. サービス実施日時

業務申込書に記載いただいた、サービス提供期間中のお客様交換希望期間に基づき、作業当日の90日前までにお客様と調整の上で決定します

b. サービス実施時間

月曜日～金曜日(祝日、レノボ指定休業日を除く) 9:00-17:00(作業開始は16:00まで)

7) サービス適用対象外

a. 本サービスを利用する前の個別交換

b. 本サービスご利用前に故障していることが確認された製品

c. 予備機等の本サービスを付帯されていない製品

8) 作業当日のサービス実施不可による、後日のバッテリー交換について

何らかの問題により、作業当日にバッテリー交換作業が行えなかった際には、交換作業実施日より60日以内にお客様からご申告いただければ、弊社指定拠点へお客様の送料負担にて対象製品を送付いただき、バッテリー交換を実施します。交換作業実施日は作業完了報告書に記載してある作業完了日とします。

9) お申し込み内容の変更について

お申込みいただいた内容に変更が生じた場合はお客様に追加の費用を請求する場合があります。

10) 初期不良対応について

交換作業実施後 90 日以内に発生した、交換バッテリーの不具合について Lenovo が Lenovo の責であると判断した場合については Lenovo の責任において解決にあたります。交換作業実施日は作業完了報告書に記載してある作業完了日とします。

11) お客様事由による本サービスの終了

a. 当社は、お客様に以下の事由が1つでも生じた場合には、当社はお客様に通知した上で、本サービスを直ちに終了する場合がありますのであらかじめご了承ください。

i お客様が本規約に違反する等、当社がお客様との本サービスの終了を必要とする相当の事由が生じた場合

ii お客様の所在が不明となり、対象機器に本サービスが実施できない場合

iii お客様が当社に対し、虚偽の事項の報告を行った場合

iv お客様又はその主要な構成員が、反社会的勢力の構成員(過去に構成員であった方を含みます。)若しくはその関係者であることが判明した場合

v Lenovo のサーバーまたはネットワークの機能を破壊したり、妨害したりする行為、Lenovo のサービスを不正に操作する行為、Lenovo のサービスの不具合を意図的に利用する行為、同様の質問を必要以上に繰り返す等、Lenovo に対し不当な問い合わせまたは要求をする行為、その他 Lenovo サービスの利用を妨害し、これらに支障を与える行為をおこなった場合

b. 前項に基づき、本サービスを当社が終了した場合であっても、お客様がお支払いいただいた本サービス料金は一切返金しません。

12) 初期不良対応について交換作業実施後 90 日以内に発生した、交換バッテリーの不具合について Lenovo が Lenovo の責であると判断した場合については Lenovo の責任において解決にあたります。交換作業実施日は作業完了報告書に記載してある作業完了日とします。

G) Lenovo GIGA スクールコンテンツ

お客様は、本サービスを利用するにあたり、Lenovo ビジネスパートナーとの間で、Lenovo ビジネスパートナーの定める「利用約款または利用規約」(以下「利用約款」とします)に基づく契約を締結する必要があります。お客様は、Lenovo に本サービスをお申し込みされる場合、あらかじめお客様が利用約款に同意の上で申し込むものとします。Lenovo は、お客様が本サービスにお申し込みされた時点で利用約款に基づく契約に同意したものとみなします。お客様は利用約款に沿って本サービスを利用するものとします。詳細については、<https://lportal.ddcloud.jp/>をご参照ください。

1) GIGA スクール学級閉鎖サービス「メタバース・スクール」

大日本印刷株式会社

バーチャルスクール利用約款

2) GIGA スクール電子図書館サービス

株式会社ポプラ社

Yomokka! Lenovo GIGA School Edition 利用管理者利用規約

3) GIGA スクール CBT「みんなで単元 CBT」

大日本印刷株式会社

単元まとめチェック GIGA School Edition サービス利用約款(自治体向け)

4) GIGA スクールデジタルシチズンシップ「Lenovo DC」

5) GIGA スクール表現活動支援サービス「ピクチャーキッズ」「デイジーピックスクラウド」

7 対象製品

1) Lenovo Duet Chromebook Edu G2 (製品番号 83HKS00000)

2) Lenovo 500e Yoga Chromebook Gen 4s (製品番号 83L5S00000、83L5S00100)

3) Lenovo 300w Yoga Gen4 (製品番号 82VNS0TA00)

8 Lenovo ビジネスパートナー

Lenovo は、Lenovo Service の一部を宣伝、マーケティングおよびサポートするためにサプライヤーまたはビジネスパートナーと契約する場合がありますが、ビジネスパートナーは Lenovo に属さない独立主体です。Lenovo はビジネスパートナーの行動もしくは発言、ビジネスパートナーがお客様に対して負う義務、またはビジネスパートナーがその契約の下でお客様に提供する製品やサービスに対して何らの責任を負いません。お客様がビジネスパートナーのサービスに申し込みされる場合、ビジネスパートナーがサービス料金および条件を決定します。

9 お支払い

本サービスの提供にあたっては、クレジットカード払いと銀行振り込みの場合を除き、請求書を発行します。請求書に記載ある支払日までにお支払ください。かかる税金はお客様負担となります。各サービスが登録されていない場合、購入の証明を提出いただく必要があります。なお、各サービス料金の返金はできかねますので予めご了承ください。

10 Lenovo 返品/ キャンセルポリシー

各サービスが使用または登録されていない限り、購入日より 30 日以内に各サービスをキャンセルいただくことができます。払い戻しの対象となるためには、購入日より 30 日以内に Lenovo または販売者(代理店やビジネスパートナーなど)に書面にてご依頼いただく必要があります。その際に各サービス購入時の請求書の写しがキャンセル依頼に添付されていなければなりません。

11 サービスの終了

Lenovo は、Lenovo Service の一部または全部を終了させることができます。その際には Lenovo よりお客様に 1 か月以上前に通知します。お客様が全額支払われたサービスで Lenovo が提供期間を残してサービスを取り消す場

合には、該当サービス分の日割り額を Lenovo より返金します。ビジネスパートナーから購入された Lenovo Service に関しては、ビジネスパートナーにお問合せください。

12 サービスの保証

Lenovo は、合理的な注意と知見を用いて Lenovo Service を実施することを保証します。Lenovo Service が実施できない場合、随時ご連絡します。この保証は Lenovo からお客様に対する唯一の保証であり、有用性、正確性、商品性または特定目的への適合性、いかなる権利も侵害しないこと等を保証するものではなく、明示的か暗示的かを問わず他のあらゆる保証または条件に代わり Lenovo およびお客様間に適用されるものとします。すべてのソフトウェア、サードパーティの製品はいかなる種類の保証も条件もありません。サードパーティの製品はサードパーティの保証がついている場合があります。Lenovo は、Lenovo Service 提供により製品の稼働が中断されないこと、製品不具合が修復されることを約束するものではありません。

13 責任の制限

法令に別段の定めのある場合を除き、お客様が Lenovo に損害賠償その他救済を求める全ての場合において、Lenovo、Lenovo の関連会社、サプライヤー、請負業者、リセラー、または認定プロバイダーは、予見の有無を問わず、契約、保証、過失、厳格責任、その他の責任理論に基づいているかどうかに関係なく、お客様に対し以下の各号に基づく一切の責任を負わないものとします。

- a. 第三者からの損害賠償請求
- b. データの喪失、損傷、または開示
- c. 利益、事業収入、営業権等の喪失、または期待される節約を含むがこれらに限定されない特別な、偶発的、懲罰的、間接的、または結果的損害

また、いかなる場合においても、Lenovo、Lenovo の関連会社、サプライヤー、請負業者、リセラー、または認定プロバイダーがお客様に負う総責任額は、お客様に実際に発生した直接的かつ通常の損害に対する、損害発生 の直接原因となった製品の購入代金を超えないものとします。なお、本契約において「関連会社」とは、Lenovo を支配する、または支配される、もしくは共通の支配下にある事業体を意味します。

14 総則

- A. Lenovo は、Lenovo Service の全部またはその一部を Lenovo が選択するビジネスパートナー等に委託する権利を有します。
- B. お客様より Lenovo に製品障害のご連絡をいただいた際、障害箇所特定のために必要となる作業を Lenovo の指示に基づきお客様に実施していただきます。Lenovo Service 実施の判断は Lenovo が行います。製品または部品の交換を伴う場合、お客様は Lenovo が指定する認定プロバイダーの指示に従って、当該製品または部品を Lenovo に返却しなければなりません。返却された製品またはその部品は Lenovo の所有となります。お客様は当該交換を妨げる担保権等の制約が当該製品または部品に存在しないことを保証します。新しく交換した製品または部品はお客様の所有物となります。

- C. 改造していない Lenovo の製品および部品のみが交換の対象となります。Lenovo から提供される代替の製品または部品は、新品とは限りませんが、正常に機能し、交換前の製品または部品と少なくとも同等の機能性を備えている製品または部品と交換される場合があります。法律によって許容される範囲を除いては、交換製品または部品は元の製品に付帯する保証期間の残期間が適応されるものとします。
- D. 修理される製品がお客様の生成したデータを保持する機能がある場合、製品の修理によりデータ喪失が生じる場合があります。本提供条件に基づいて行う修理の過程で Lenovo がアクセスする製品または部品上のデータや情報の喪失については、いかなる場合においても Lenovo は責任を負いません。
- E. Lenovo Service を適用する範囲において、お客様および Lenovo はそれぞれの人員や体制の統制、指示、管理および補償の責任を負います。
- F. Lenovo およびお客様は、電子的手段により相手方と通信することができ、かかる通信は、適用法で認められる範囲で書面と見なされます。電子文書に含まれる ID コードは、送信者の識別情報と文書の真証性を十分に検証できるものでなくてはなりません。
- G. お客様および Lenovo は、自由に他社と Lenovo Service 同様の契約を締結することができます。
- H. 本契約に定める場合を除き、Lenovo はお客様に他のライセンスや権利(特許に基づくライセンスや権利を含む)について、当社とお客様が相手方に付与することはありません。
- I. お客様は、Lenovo の書面による同意を得ることなく各サービスを第三者に譲渡または転売しないものとします。
- J. お客様が必要なサービスの選択はお客様の責任において行うものとし、そのサービス利用により得られる結果はお客様の責任となります。
- K. Lenovo およびお客様は、適用法令に特に定められていない限り、原因となる行為の発生後 2 年を過ぎてから、本契約または Lenovo Service に起因若しくは関係する訴訟を提起しないものとします。
- L. お客様および Lenovo のいずれも、やむを得ない原因による義務の不履行には責任を負いません。
- M. Lenovo およびお客様は、各自の商標や商品名、その他の記号を、相手方が書面による事前の許可なく販促や出版に使用する権利を付与しません。本契約のいずれかの規定が履行不可能または無効とみなされる場合でもそれ以外の条項は引き続き有効とします。

Lenovo Service はお客様による Lenovo 保守登録完了によりご利用可能となります。

- N. Lenovo とお客様との間で交換される情報は、お客様が電話や電子的手段を通じて開示する情報も含めて、機密情報または専有情報とはみなされません。Lenovo および Lenovo の関連会社は、お客様の取引を処理および履行するために、氏名、電話番号、住所、メールアドレスを含む、お客様の取引に関する情報および契約情報を処理、保存、および使用することができます。また、製品のリコール、安全上の問題、またはサービスの実施について通知するために、Lenovo または Lenovo 関連会社がお客様に連絡する場合があります。適用法令の範囲において、Lenovo は、Lenovo 製品または Lenovo Service に関するお客様の満足度調査のため、または、他の製品やサービスの情報をお客様に提供するために、かかる情報を使用することができます。お客様は、Lenovo から配信されるこれらの通信の受信を随時拒否できます。前出の目的を果たすうえで、Lenovo および Lenovo の関連会社は、該当する事業を行っている国にお客様の情報を移転すること、

Lenovo の業務委託先の事業体にお客様の情報を提供すること、また、法律上要求された場合にお客様の情報を開示することができます。但し、Lenovo および Lenovo の関連会社は、お客様が提供した個人情報をお客様の同意なく、第三者独自のダイレクト・マーケティングのために第三者に販売もしくは譲渡しません。

- O. Lenovo およびお客様は、本契約に適用される各種法令を遵守するものとします。
- P. Lenovo およびお客様は、本契約をその一部か全部かにかかわらず、相手方の書面による事前の同意なく譲渡する、または譲渡しようとすることはできません。但し、かかる同意は不合理に留保されないものとします。Lenovo またはお客様のいずれかが合併・買収によって関連会社や後継組織に本契約を譲渡する場合、相手方の同意は必要ありません。Lenovo は、本契約に基づき支払いを受ける権利を、お客様の同意なく譲渡することができます。
- Q. 本契約の終了後もその性質上存続する義務および権利は、かかる義務の履行または権利の行使が完了する日まで有効に存続し、Lenovo またはお客様それぞれの後継者や譲受人にも適用されます。
- R. Lenovo とお客様は、本契約に基づくまたは関連する各々の権利、責務、および義務を決定、解釈、および施行するにあたり、日本法を適用することに同意します。Lenovo とお客様は本契約において、本契約に起因または関連するあらゆる訴訟において陪審審理を受ける権利を放棄します。国際物品売買契約に関する国連条約は適用されないものとします。
- S. お客様が購入された本サービスの有効期間および対象となる製品等は、保守登録後、Lenovo よりお客様に通知されます。また、以下の URL にて確認することもできます。
<http://support.lenovo.com/jp/ja/warrantylookup>
- T. 製品に何らかの障害が発生している場合、または既に修理依頼もしくは修理の提供を受けている場合、本サービスの購入はできないものとします。これに反して購入完了している場合、当該購入は無効とします。なお、本サービス購入前の製品修理に対する本サービスの遡及適用はできません。
- U. 規約の変更
当社は、本規約を随時変更することがあります。この場合には、軽微な修正を除き、当社は、本規約等を変更する旨および変更後の本規約等の内容、ならびに当該変更等の効力発生時期を、相応なる期間をもって事前に、当社のウェブサイトへの掲載その他の方法により周知するものとします。契約者の利用条件その他サービス利用契約の内容は、変更後の新規約を適用するものとします。なお、変更の内容は、当社が定める発効日より効力を有するものとします。